

3. 3 年齢階級別の EITC

EITC の支給状況を EITC の適用対象者に限定し、これを年齢階級別にみていく。EITC の適用対象者に限定すると、1 人当たりの EITC 適用額は 75 千円（年額）と推計される。子供なしの場合の定額部分の最高額は 43 千円、子供 1 人では 285 千円、子供 2 人以上では 472 千円となっており、既述のとおり EITC 適用者の過半は子供なしなので、総平均は 75 千円となりやや低額となる。

年齢階級別にみていくと、35-39 歳 107 千円が最多であり、これに 30-34 歳 97 千円、40-44 歳 95 千円、45-49 歳 94 千円が続く。30 歳代、40 歳代はいわゆる子育て世代なので、EITC の適用額が高くなる。35-39 歳に注目すると、EITC の収入平均は 1,429 千円であり、所得税 13 千円、社会保険料（3 保険の合計）138 千円などを負担している。上述の EITC 算定額は 107 千円であり、この内訳は税額控除 11 千円、給付 96 千円である。従って、35-39 歳の EITC 適用者に関しては、EITC の適用により所得税の負担がほぼゼロとなり、社会保険料負担の 7 割程度が給付により補助されることになる。

EITC の対収入比率は、40-44 歳 7.6%、35-39 歳 7.5%、45-49 歳 7.0%において高いが、25-29 歳 6.6%、30-34 歳 6.3%と比較的若い世代においても、中年層なみの負担の軽減が図られる。50-54 歳 4.2%、55-59 歳 4.2%、60-64 歳 4.4%と子育てを終えた世代における負担の軽減は小さくなる。

==== 表 3 =====

==== 図 6 =====

==== 図 7 =====

3. 4 所得階級別の EITC

・個人の所得階級別の EITC

本項では、EITC の支給状況を所得階級別にみていく。EITC は収入の増加に応じて、給付つき税額控除を増加させることにより就労インセンティブを引き出す phase-in 段階（逓増部分）、十分な税額控除もしくは給付金を提供することを目指す plateau 段階（定額部分）、就労インセンティブへのマイナス効果の回避を狙う phase-out 段階（逓減部分）の 3 つから構成される。この台形状の EITC の仕組みにより、EITC 適用額を所得階級別にみると、収入が少ない階級では EITC は僅かなものに留まる一方で、収入が増えるにつれて EITC が大きく増加し、さらに収入が増加して限度額に近づくと、今度は EITC が徐々に減少するという構造になる。

具体的には、収入が 500 千円以下の EITC 適用者（個人ベース）における EITC 適用額

は 36 千円（年間）であり、この内訳は税額控除 2 千円、給付 34 千円となっている。続く、収入 500-1,000 千円では 47 千円、収入 1,000-1,500 千円では 58 千円、収入 1,500-2,000 千円では 331 千円、収入 2,000-2,500 千円では 211 千円、収入 2,500-3,000 千円では 138 千円、収入 3,000-4,000 千円では 62 千円となる。EITC 適用額が最多となるのは、収入 1,500-2,000 千円の EITC 適用者であり、平均収入 1,892 千円に対して、EITC 適用額は 331 千円であり、この内訳は税額控除 9 千円、給付 322 千円である。つまり可処分所得が 30 万円程度、増加するのである。これは年間収入の 17%に相当する規模である。彼らの所得税の負担額の平均は 9 千円、社会保険料の負担額 193 千円となっており、これらの公的負担額を上回る規模の EITC が適用されることになる。

EITC 適用額の対収入比率をみていくと、収入 500 千円以下においては 10.3%であり、収入 50 万円の増加につれて、この比率が 5.4%（収入 500-1,000 千円）、4.9%（収入 1,000-1,500 千円）、17.5%（収入 1,500-2,000 千円）、8.9%（収入 2,000-2,500 千円）、4.7%（収入 2,500-3,000 千円）、1.8%（収入 3,000-4,000 千円）と推移する。また、EITC を税額控除と給付の 2 つに分けた場合、金額的には少額であるが、収入の増加につれて税額控除が増加する傾向が見て取れる。

==== 表 4 =====

==== 図 8 =====

==== 図 9 =====

・世帯の所得階級別の EITC

所得階級別の EITC の適用状況を世帯ベースでみていく。世帯収入が 500 千円以下の EITC 適用世帯（世帯ベース）における EITC 適用額は 67 千円（年間）であり、世帯収入 500-1,000 千円では 81 千円、世帯収入 1,000-1,500 千円では 112 千円、世帯収入 1,500-2,000 千円では 256 千円、世帯収入 2,000-2,500 千円では 181 千円、世帯収入 2,500-3,000 千円では 140 千円、世帯収入 3,000-4,000 千円では 147 千円となる。EITC 適用額が最多となるのは、世帯収入 1,500-2,000 千円の階級にある EITC 適用世帯であり、平均収入 1,917 千円に対して、EITC 適用額は 256 千円であり、この内訳は税額控除 11 千円、給付 245 千円である。可処分所得が 25 万円程度増加することになるが、これは年間収入の 13%に相当する規模である。この所得階級における世帯の所得税の負担額は 17 千円、社会保険料の負担額は 276 千円となっているので、これらの公的負担額にほぼ匹敵する EITC が適用されることになる。これ以外の年収 150 万円以下の世帯における EITC の対収入比率は 10%前後となっており、EITC が収入 200 万円以下の低所得者に対して、収入比 10%前後の所得補助を行う仕組みであることが理解される。

==== 表 5 =====

==== 図 10 =====

==== 図 11 =====

3. 5 子供の人数別の EITC

・子供の人数がゼロの場合の EITC

EITC の適用対象となる子供の数がゼロの個人に関しては、年収が 126 万円未満の者にしか EITC が適用されず、さらに EITC 適用額も最大 43 千円に留まるので、子供がいない者に対しては、EITC はやや小さめの収入の増加をもたらす。

シミュレーション結果によると、収入が 500 千円以下の EITC 適用者（個人ベース）における EITC 適用額は 22 千円（年間）であり、この内訳は税額控除 2 千円、給付 20 千円となっている。続く、収入 500-1,000 千円では 32 千円、収入 1,000-1,500 千円では 10 千円となる。EITC 適用額が最多となるのは、収入 500-1,000 千円の階級にある EITC 適用者であり、所得税の負担額を上回る EITC が適用されるが、給付額は社会保険料の負担額の半分以下に留まる。

EITC 適用額の対収入比率をみていくと、収入 500 千円以下においては 7.6%であり、収入 50 万円の増加につれて、この比率が 3.8%（収入 500-1,000 千円）、0.9%（収入 1,000-1,500 千円）となる。これらの数値は、子供を持つ EITC 適用者に比べると、半分以下のレベルに留まる。つまり、アメリカの EITC には子育て支援を重視するという側面があり、現在のわが国において話題となっている単身者のワーキングプアを支援するためには、子供なしの EITC 適用者に対する給付額の積み増しが必要になるだろう。

==== 表 6 =====

==== 図 12 =====

・子供の人数が 1 名の場合の EITC

EITC の適用対象となる子供の数が 1 名の個人に関しては、対象となる年収が 332 万円未満まで拡大され、さらに EITC 適用額が最大 285 千円まで増えるので、低所得者において最大 30%もの収入増をもたらす。

具体的には、収入が 500 千円以下の EITC 適用者（個人ベース）における EITC 適用額は 113 千円（年間）であり、続く、収入 500-1,000 千円では 253 千円、収入 1,000-1,500 千円では 285 千円、収入 1,500-2,000 千円では 242 千円、収入 2,000-2,500 千円では 164 千円、収入 2,500-3,000 千円では 82 千円、収入 3,000-4,000 千円では 23 千円である。EITC

適用額が最多となるのは、収入 1,000-1,500 千円の階級にある EITC 適用者であり、平均収入 1,275 千円に対して、EITC 適用額は 285 千円であり、この内訳は税額控除 5 千円、給付 280 千円である。つまり可処分所得が 30 万円程度増加する。これは年間収入の 22%に相当する。所得税の負担額 5 千円、社会保険料の負担額 184 千円となっており、これらの公的負担額を上回る EITC が適用されることになる。

EITC 適用額の対収入比率をみていくと、収入 500 千円以下においては 34.0%であり、収入 50 万円の増加につれて、この比率が 32.3% (収入 500-1,000 千円)、22.4% (収入 1,000-1,500 千円)、13.3% (収入 1,500-2,000 千円)、7.1% (収入 2,000-2,500 千円)、2.9% (収入 2,500-3,000 千円)、0.7% (収入 3,000-4,000 千円) と推移する。収入が 150 万円以下の適用者に対しては、収入が 2-3 割も増えることになる。

=== 表 7 ===

=== 図 13 ===

・子供の人数が 2 名以上の場合の EITC

EITC の適用対象となる子供の数が 2 名以上の個人に関しては、対象となる年収が 378 万円未満まで拡大され、EITC 適用額は最大 472 千円となる。低所得者において、最大 40% の収入増をもたらす。つまり、低所得者における子育て支援策としては、EITC はかなり充実した施策プランであると見なされる。

具体的には、収入が 500 千円以下の EITC 適用者（個人ベース）における EITC 適用額は 135 千円（年間）であり、続く、収入 500-1,000 千円では 343 千円、収入 1,000-1,500 千円では 463 千円、収入 1,500-2,000 千円では 414 千円、収入 2,000-2,500 千円では 305 千円、収入 2,500-3,000 千円では 194 千円、収入 3,000-4,000 千円では 74 千円である。EITC 適用額が最多となるのは、収入 1,000-1,500 千円の階級にある EITC 適用者であり、平均収入 1,311 千円に対して、EITC 適用額は 463 千円であり、この内訳は税額控除 1 千円、給付 462 千円である。つまり可処分所得が 46 万円程度も増加することになり、これは年間収入の 35%に相当する。この収入階級における所得税の負担額は 1 千円、社会保険料の負担額は 186 千円となっており、これらの公的負担額を上回る EITC が適用されることになる。

EITC 適用額の対収入比率をみていくと、収入 500 千円以下においては 40.0%であり、収入 50 万円の増加につれて、この比率が 40.0% (収入 500-1,000 千円)、35.3% (収入 1,000-1,500 千円)、22.9% (収入 1,500-2,000 千円)、13.1% (収入 2,000-2,500 千円)、6.8% (収入 2,500-3,000 千円)、2.2% (収入 3,000-4,000 千円) と推移する。収入が 200 万円以下の適用者において、収入が 2-4 割も増えることになる。

=== 表 8 ===

3. 6 世帯類型別の EITC

・世帯類型別にみた EITC 適用世帯の割合

EITC が適用される世帯に関して、それぞれの世帯サブグループ別に占める適用世帯の割合をみていく。世帯人員別には、単独世帯 7.3%、核家族世帯 27.4%、三世代同居の世帯 46.0%となっており、世帯人員が増えるにつれて世帯内に EITC 適用者が含まれるという傾向がある。単独世帯においては、男の単独世帯 7.4%、女の単独世帯 7.1%であり、男女別の違いはそれほど無い。核家族世帯に関しては、夫婦のみ世帯 14.8%、夫婦と未婚の子供がいる世帯 35.7%、ひとり親と未婚の子のみの世帯 36.3%であり、子供がいる世帯では 3 割以上の世帯に対して EITC が適用される。ここで夫婦と未婚の子供がいる世帯について、子供の人数別には一人 31.0%、2 人 38.4%、3 人以上 42.9%であり、子供の人数が増えるにつれて EITC の適用世帯の割合が上昇していく。

続いて、世帯における就業状態に着目した場合、まず、単独世帯では、正社員の単独世帯 8.2%、非正社員の単独世帯 18.1%であり、非正社員に対して EITC が適用される傾向がある。夫婦世帯では、夫婦が共に働いている世帯 46.1%、夫婦の一方のみが働いている世帯 23.4%となっており、いわゆる共稼ぎ世帯において EITC の適用が多く、逆に専業主婦における EITC の適用は少ないことが分かる。共稼ぎ世帯について詳しく見ていくと、共に正社員 42.7%、一方が正社員でもう一方が非正社員 49.1%、ともに非正社員 53.6%である。

・世帯類型別にみた EITC 適用額

それぞれの世帯類型において、EITC 適用額の平均を見ていく。単独世帯 23 千円、核家族世帯 80 千円、三世代同居の世帯 128 千円であり、世帯人員の増加につれて適用額が増える傾向が見て取れる。核家族世帯については、ひとり親と未婚の子のみの世帯 155 千円、夫婦と未婚の子 2 人の世帯 102 千円であり、いわゆるシングルマザー（ファザー）の世帯における EITC 適用額が多くなる。

世帯における就業状態に着目すると、単独世帯では、正社員の単独世帯 26 千円、非正社員の単独世帯 23 千円であり、金額的にも少なく、両者にそれほど差がない。これは、EITC スケジュールが子供のいない世帯に対しては小規模の支給を予定するからである。夫婦世帯では、夫婦が共に働いている世帯 79 千円、夫婦の一方のみが働いている世帯 96 千円となっており、夫婦の一方のみが働いているといういわゆる専業主婦世帯では、EITC の

適用率は低い、EITC が適用される世帯においては共稼ぎ世帯を上回る適用額が生じることになる。共稼ぎ世帯については、共に正社員 70 千円、一方が正社員でもう一方が非正社員 89 千円、ともに非正社員 41 千円であり、これは夫婦の所得と子供の人数に依存しているものと思われる。つまり、夫婦のどちらかが正社員であると、世帯内に子供がいる可能性が高まるので EITC の適用額が増える。妻が正社員である世帯に比べると、妻が非正社員である世帯の方が、夫の収入が少ないかあるいは子供の人数が多いことにより、EITC の適用額が増えることになる。

=== 図 16 ===

・世帯類型別にみた EITC 適用額の対収入比率

EITC 適用額が世帯収入に占める割合を世帯類型別に見ていく。単独世帯 3.2%、核家族世帯 1.6%、三世帯同居の世帯 2.1%である。単独世帯では、男の単独世帯 2.9%、女の単独世帯 3.4%であり、女の単独世帯における対収入比率がやや高い。核家族世帯については、夫婦のみの世帯 0.6%、夫婦と未婚の子がいる世帯 1.5%、ひとり親と未婚の子のみの世帯 7.5%となっており、シングルマザー（ファザー）の世帯における対収入比率が高くなる傾向が示唆される。具体的には、平均年収 2,063 千円、EITC 適用額 155 千円である。

世帯における就業状態に着目すると、単独世帯では、正社員の単独世帯 3.1%、非正社員の単独世帯 3.6%であり、非正社員における対収入比率がやや高くなる。夫婦世帯では、夫婦が共に働いている世帯 1.2%、夫婦の一方のみが働いている世帯 2.1%となっており、夫婦の一方のみが働いている専業主婦世帯では、共稼ぎ世帯に比べると収入が少なく、一方では、EITC 適用額がやや多いので、両者の比率である対収入比率が高くなる。共稼ぎ世帯に関して、共に正社員 1.0%、一方が正社員でもう一方が非正社員 1.4%、ともに非正社員 1.2%となっている。

=== 図 17 ===

4. まとめ

わが国の個人所得税に対して、給付つき税額控除を導入するという議論が高まりを見せている。給付つき税額控除とは、収入や扶養家族の人数に応じて税額控除を適用し、さらに課税最低限以下の所得税の無い者に対しては給付金を支給するものであり、従来のわが国では見られなかった新しいタイプの仕組みであるが、これにより、中低所得者における租税・社会保険料の負担を軽減したり、子育て支援を図ることが可能となる。

本研究においては、給付つき税額控除の実証研究を行うマイクロシミュレーション（JPITC モデル）を構築し、政策シナリオとしてアメリカの 2007 年における EITC（勤労

税額控除)を日本に適用した場合のわが国の個人や世帯における税負担の変化を推計した。シミュレーション結果によると、アメリカ型の EITC の導入により、わが国の世帯の 1/4 程度が適用対象となり、所要の財源規模は約 1 兆円である。また、EITC 適用額のほとんどは税額控除ではなく EITC 給付となる。EITC が適用される個人像は、年齢層が 30 歳代ないし 40 歳代、年収は 200 万円前後、子供を有する者であり、彼らの所得税および社会保険料(医療、年金、介護)の負担がほぼ解消される。わが国における所得再分配のための政策ツールとして、EITC が選択肢となりうることが示唆される。

今後の研究課題としては、以下を挙げることができる。第 1 に、日本版 EITC の導入目的の明確化である。子育て支援のためならば既存の児童手当を拡充する方法があり、低所得者における収入の拡充のためならば最低賃金の引上げ方策などが考えられる。EITC が租税・社会保険料負担の軽減のみを目的とするならば、その適用水準は本研究における政策シナリオよりも小さくて済むが、既存の児童手当を補完することを狙いとするならば思い切った支給水準を設定すべきであろう。また、所得再分配に関しては、現在のわが国においては現役世代に対する生活保護の支給は限定されているので、いわゆるワーキングプアに対する収入の下支え方策として EITC を活用するのは、一案である。

第 2 に、労働供給行動に与える影響効果の検討である。これはマイクロシミュレーションにおける行動変化分析と呼ばれるものであるが、アメリカにおける先行研究によると、EITC は生活保護に生計費を依存するシングルマザーに対しては就労促進的に作用するものの、世帯における最多収入以外の 2 次的な所得者(非核所得者)に対しては、就労インセンティブを削ぐ方向に作用している。わが国においては、EITC による子育て支援が、世帯における妻の就労インセンティブを低下させる可能性がある。今後の研究課題である。

参 考 文 献

英語文献

- Eissa, N, and H.W. Hoynes(1998), "The Earned Income Tax Credit and the Labour Supply of Married Couples," *NBER Working Paper* #6856.
- Gupta, A, and A. Harding ed. (2007), *Modeling Our Future: Population Ageing, Health and Aged Care*, International Symposia in Economic Theory and Econometrics, Amsterdam: North-Holland
- Harding, A, and A. Gupta ed. (2007), *Modeling Our Future: Population Ageing, Social Security and Taxation*, International Symposia in Economic Theory and Econometrics, Amsterdam: North-Holland.
- Hoths, V.J, and J.K. Scholz(2001), "The Earned Income Tax Credit," *NBER Working Paper* #8075.
- Liebman, J.B. (1998), "The Impact of the Earned Income Tax Credit on Incentives and Income Distribution," *Tax Policy and the Economy*, Vol.12.

邦文文献

- 阿倍彩 (2002) 「EITC(Earned Income Tax Credit)の就労と貧困削減に対する効果：文献サーベイから」『海外社会保障研究』No.140, p.p.79-85
- 阿倍彩 (2003) 「児童手当と年少扶養控除の所得格差は正効果のマイクロ・シミュレーション」『季刊 社会保障研究』vol.39, p.p.70-82
- 阿倍彩 (2008) 「給付つき税額控除の具体的設計：マイクロ・シミュレーションを用いた検討」森信編『給付つき税額控除－日本型児童税額控除の提言』中央経済社、p.p.57-90
- 小沢修司 (2002) 『福祉社会と社会保障改革－ベーシック・インカム構想の新天地』高菅出版
- 佐藤英明 (2003) 「アメリカ連邦所得税における稼得所得税額控除 (EITC) について」『総合税制研究』第 11 号、p.p.56-75
- 税制調査会 (2007) 「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」
- 田近栄治・古谷泉生(2005) 「年金課税の実態と改革のマイクロシミュレーション分析」『経済研究』56 号
- 田近栄治・八塩裕之 (2006a) 「日本の所得税・住民税負担の実態とその改革について」貝塚・財務省編『経済格差の研究－日本の分配構造を読み解く』中央経済社、p.p.175-202
- 田近栄治・八塩裕之 (2006b) 「税制を通じた所得再分配」小塩・田近・府川編『日本の所得分配』東京大学出版会、p.p.85-110
- 内閣府 (2002) 「海外諸国における経済活性化税制の事例について」内閣府『政策効果分析レポート 2002』p.p.125-294
- 日本国政府 (2008) 「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた中期プログラム」

閣議決定資料

森信茂樹（2008）「給付つき税額控除制度の概要と類型」森信編『給付つき税額控除－日本
型児童税額控除の提言』中央経済社 p.p.9-29

山下篤史（2007）「所得税による子育て支援－児童税額控除の課題」内閣府経済社会総合研
究所ディスカッションペーパー No.190